

小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市内の事業主が「雇用調整助成金等」の申請を行う際の、社会保険労務士等への申請依頼費用を補助することで、雇用の維持を支援します。

対象

『雇用調整助成金』または『緊急雇用安定助成金』の支給申請をした、次の全ての要件に該当する事業主

- ① 助成金の支給申請に係る事業所が市内に所在する法人または個人事業主であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、上記助成金の支給決定を受けようとする事業主であること。
- ③ 助成金の支給申請事務を社会保険労務士等に依頼し、その費用を支払っていること。

補助対象休業期間

令和2年1月24日から令和3年4月30日まで

※上記期間の休業に対する助成金について社会保険労務士等へ依頼し、支払ったものが補助対象です。

補助額

1 事業者あたり 上限20万円（1 回限り）

※20万円に満たない場合はその額とし、端数が生じた場合は千円未満切捨て。

※助成金の申請が複数回にわたる場合は、社会保険労務士等へ支払った金額の合算を対象とする。

申請期間・方法

【申請期間】 令和2年6月1日（月）～ 令和3年7月30日（金） 必着

【申請方法】 原則、郵送での提出

申請書類

◆申請書・・・小樽市ホームページからダウンロード

◆申請書のほか、下記添付書類が必要です。

- ① 受理された助成金の支給申請書の写し
- ② 社会保険労務士等へ依頼した助成金支給申請事務に要した費用の領収書の写し（税抜き金額が確認できるもの）
- ③ 振込先通帳の写し（振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）

注）①については、ハローワークの受付印が押された支給申請書の写しが必要ですので、申請時にハローワークへ依頼してください。

提出先・問合せ先（郵送での提出にご協力ください）

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部商業労政課

☎0134-32-4111（内線262）

（裏面もご覧ください。）

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由で事業の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

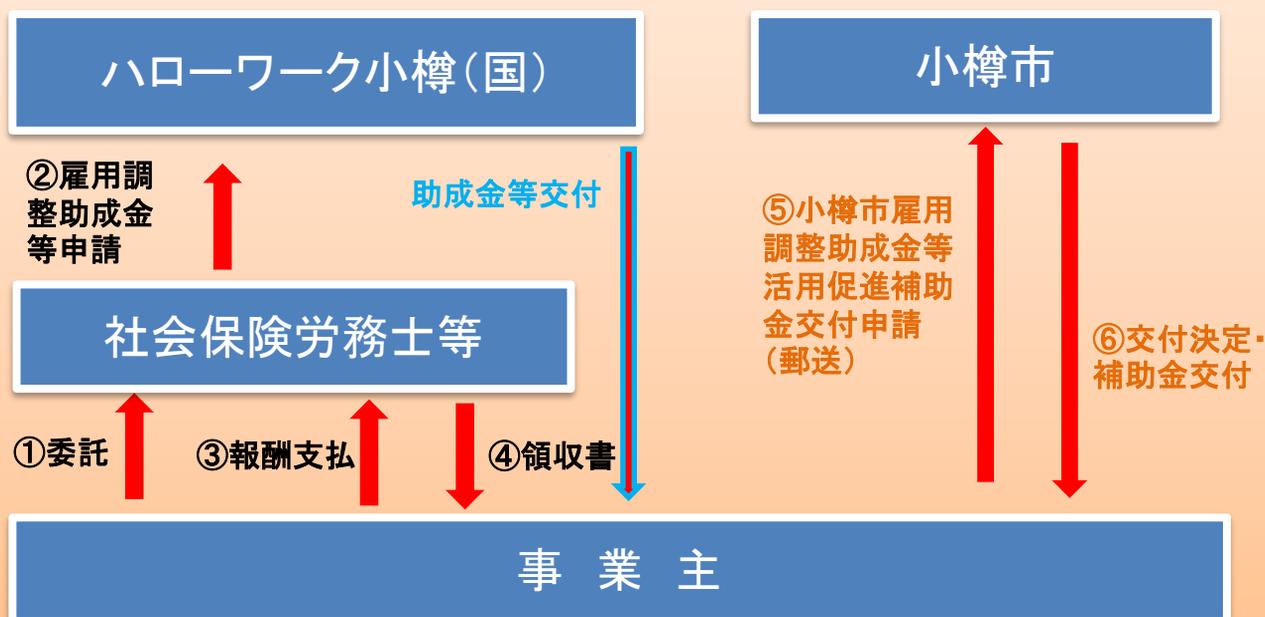
国では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金に係る特例措置を講じています。（特例措置は令和3年4月30日まで延長しています）

緊急雇用安定助成金については、雇用調整助成金の支給対象が令和2年4月1日から緩和され、雇用保険未加入者も助成金の支給対象となりました。

申請については、ハローワーク小樽（国）が窓口となっております。

◆ハローワーク小樽（小樽公共職業安定所）：小樽市色内1丁目10番15号
☎ 0134-32-8689

申請の流れ



※申請の際には、小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金交付要綱をご確認ください。

▶ 申請から補助金交付まで

⇒ ⑤の申請書受理後、書類審査を行い、交付決定通知書又は不承認決定通知書を申請者に送付します。

交付決定された場合は、申請後10日から14日程度（土曜、日曜、祝日を除く）で補助金を交付します。（口座振込）